



# 長野県報

3月16日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2657号

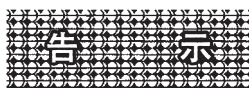
## 目次

### 告示

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医療推進課) .....	2
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) .....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出(地域福祉課) .....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術所の名称及び所在地の変更の届出(地域福祉課) .....	3
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) .....	4
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	4
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め(道路管理課) .....	5
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) .....	5
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除(内水面漁場管理委員会) .....	6
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会) .....	7

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) .....	7
一般競争入札(財産活用課) .....	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) .....	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定(7件)(建築住宅課) .....	8
一般競争入札(健康福祉政策課) .....	10



### 長野県告示第111号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日か

ら施行します。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

第2条第1号中「若しくは厚生労働大臣」を削る。

医療推進課

### 長野県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまぐちクリニック	長野県松本市岡田松岡121-1	平成27年1月1日
てんじん薬局	長野県小諸市大字諸343-1	平成26年10月1日
倉田歯科クリニック	長野県駒ヶ根市飯坂1丁目12-12	平成27年1月1日
有明歯科	長野県安曇野市穂高北穂高2777番2	平成27年1月1日
安曇野ストレスケアクリニック	長野県安曇野市穂高有明9982-7	平成27年1月1日
長野県立須坂病院	長野県須坂市大字須坂1332	平成26年12月1日
つかま東薬局	長野県松本市筑摩2-34-15	平成27年1月1日
穂苺整形外科リウマチクリニック	長野県塩尻市広丘野村2054-6	平成27年1月1日

地域福祉課

### 長野県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
金井医院	長野県上田市国分1122番地1	金井医院	医療法人社団金井医院	平成26年11月1日
真田やまぎわ薬局	長野県上田市真田町本原619-1	真田やまぎわ薬局	やまぎわ薬局真田店	平成7年9月1日

地域福祉課

## 長野県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
安曇野ストレスケアクリニック	長野県安曇野市穂高有明9980-4	平成26年12月24日
川岸医院	長野県岡谷市川岸中2-4-1	平成26年6月26日
医療法人林クリニック	長野県岡谷市山下町2-1-32	平成26年12月31日
つかま東薬局	長野県松本市筑摩2-34-15	平成26年12月31日
穂苺整形外科リウマチクリニック	長野県塩尻市大字広丘野村2054番地6	平成26年12月31日
有限会社戸田薬局	長野県諏訪市大字四賀3049番地7	平成26年12月31日

地域福祉課

## 長野県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

氏 名	住 所	指定年月日
川井豊久	長野県飯田市上殿岡223-1	平成26年12月1日
保尊伸昭	長野県安曇野市穂高5739-20	平成27年1月1日

## 2 施術所

名 称	所 在 地	指定年月日
たみ鍼灸院	長野県飯田市上殿岡223-1	平成26年12月1日
穂高整骨院	長野県安曇野市穂高5739-20	平成27年1月1日

地域福祉課

## 長野県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

## 施術所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
下里整骨院	長野県安曇野市明科七貴5728-2	長野県安曇野市明科七貴5728-2	長野県安曇野市明科七貴	平成25年10月1日
塩原整骨院	長野県安曇野市穂高柏原296-8	長野県安曇野市穂高柏原296-8	長野県安曇野市穂高柏原2828-130	平成26年12月11日
たぐち接骨院	長野県上田市常田2-35-18	長野県上田市常田2-35-18	長野県上田市国分1-1-5	平成26年6月1日
N-fit整骨院	長野県飯山市大字飯山4799	N-fit整骨院 長野県飯山市大字飯山4799	飯山整骨院 長野県飯山市飯山5292-2	平成27年1月1日

地域福祉課

## 長野県告示第117号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

茅野市金沢字御狩野2756番2、2756番8、2756番9（次の図に示す部分に限る。）、2756番12及び5740番1

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県産業労働部産業立地・経営支援課に備え置いて縦覧に供する。）

産業立地・経営支援課

## 長野県告示第118号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草496の5
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第119号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草2590の4（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第120号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

道路管理課

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道三才大豆島中御所線	長野市大字稲葉字日詰沖1731番の100地先から 長野市大字稲葉字上千田沖325番の4地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の

地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**長野県告示第121号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

滝屋、中越、坪根、倉並、五十平、西河原、平出、苦桃、市場、遠見、中尾、小坂、古間、定谷、赤坂、御所平、矢沢、笹平、善福寺、大安寺、七二会大久保及び下戸倉

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**選告示第9号**

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成27年3月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表を次のように改める。

(別表)

区分	法定数	
1 法第74条第1項及び法第75条第1項の規定による有権者の総数の50分の1の数	34,782	
2 法第76条第1項、法第81条第1項及び法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による有権者の総数のうち、80万を超える部分の数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	317,388	
3 法第80条第1項の規定による選挙区における有権者の総数の3分の1の数	長野市選挙区	103,941
	松本市選挙区	64,758
	上田市小県郡選挙区	46,049
	岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区	19,894
	飯田市選挙区	27,933

諏訪市選挙区	13,632
須坂市上高井郡選挙区	19,164
小諸市選挙区	11,732
伊那市選挙区	18,599
駒ヶ根市選挙区	8,934
中野市下高井郡選挙区	18,632
大町市選挙区	8,070
飯山市下水内郡選挙区	6,905
茅野市諏訪郡富士見町及び同郡原村選挙区	21,342
塩尻市選挙区	18,138
佐久市北佐久郡選挙区	38,544
千曲市埴科郡選挙区	21,143
東御市選挙区	8,285
安曇野市選挙区	26,643
南佐久郡選挙区	7,210
上伊那郡選挙区	22,567
下伊那郡選挙区	17,036
木曾郡選挙区	8,363
東筑摩郡選挙区	6,474
北安曇郡選挙区	8,943
上水内郡選挙区	6,776

選挙管理委員会

## 長野県内水面漁場管理委員会指示第18号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

平成27年3月16日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

## 1 対象水域

野尻湖

## 2 対象魚種

オオクチバス、コクチバス

## 3 解除の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第19号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成27年3月16日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

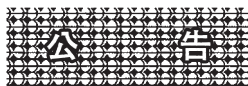
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護屋てのひら

3 代表者の氏名

松原 雅裕

4 主たる事務所の所在地

木曾郡木曾町日義3781番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が急速に進む中、木曾地域の高齢者や障害者に対し、介護保険事業とそのすき間をうめる介護保険外の事業を行い、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月16日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電子複写機8台（附属機器及び消耗品を含みます。）

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年5月1日から平成30年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

佐久市跡部65-1

佐久合同庁舎（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所地域政策課

電話 0267 (63) 3131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-seisaku/nyusatsu/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月27日（金）午前10時までに(1)の場所に提出してください。

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年3月16日

長野県下伊那地方事務所長 有賀 秀敏

1 許可番号

平成27年3月3日 長野県下伊那地方事務所指令26下伊地建第15-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市鼎上山1552-1、1552-4、1552-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市鼎中平1936

社会医療法人健和会 理事長 熊谷 嘉隆

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年3月16日